

1. 低炭素建築物の認定を行う場合

[羽曳野市手数料条例 別表第 15 の 1 項]

①【法第 53 条第 1 項（新規の認定）】

②【法第 55 条第 1 項（評価方法が違う等の場合の変更の認定）】

低炭素建築物認定手数料			
非住宅建築物	①、②*		
	評価方法		
認定等に係る床面積の合計	登録住宅性能評価機関等	その他	
		モデル建物法	モデル建物法以外
300 ㎡未満	11,000 円	101,500 円	261,300 円
300 ㎡以上 2,000 ㎡未満	30,700 円	168,500 円	421,200 円
2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	91,600 円	271,200 円	600,000 円
5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	144,900 円	353,400 円	738,500 円
10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満	182,900 円	424,200 円	872,400 円
25,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満	228,600 円	497,300 円	994,900 円
50,000 ㎡以上	319,900 円	643,400 円	1,240,000 円

低炭素建築物認定手数料		
一戸建ての住宅	①、②*	
	評価方法	
認定等に係る床面積の合計	登録住宅性能評価機関等	登録住宅性能評価機関等以外
200 ㎡未満	5,600 円	41,400 円
200 ㎡以上		46,000 円

低炭素建築物認定手数料		
共同住宅等	①、②*	
	評価方法	
認定等に係る床面積の合計	登録住宅性能評価機関等	登録住宅性能評価機関等以外
300 ㎡未満	11,000 円	81,000 円
300 ㎡以上 2,000 ㎡未満	23,200 円	133,500 円
2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	51,400 円	225,600 円
5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	91,800 円	322,400 円
10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満	147,700 円	632,400 円
25,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満	223,500 円	1,116,900 円
50,000 ㎡以上	339,400 円	2,050,900 円

※②において、床面積の増加の変更の認定の場合の認定手数料の算出の床面積

＝（当該増加に係る部分の床面積の合計）＋（当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計 × 1/2）

[羽曳野市手数料条例 別表第 15 の 5 項]

③【法第 55 条第 1 項（評価方法が同じ場合の変更の認定）】

低炭素建築物認定手数料			
非住宅建築物	③		
	評価方法		
認定等に係る床面積の合計	登録住宅性能評価機関等	その他	
		モデル建物法	モデル建物法以外
300 ㎡未満	6,100 円	51,400 円	131,300 円
300 ㎡以上 2,000 ㎡未満	16,000 円	84,900 円	211,200 円
2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	46,400 円	136,200 円	300,600 円
5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	73,100 円	177,300 円	369,800 円
10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満	92,100 円	212,700 円	436,800 円
25,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満	114,900 円	249,200 円	498,100 円
50,000 ㎡以上	160,600 円	322,300 円	620,600 円

低炭素建築物認定手数料		
一戸建ての住宅	③	
	評価方法	
認定等に係る床面積の合計	登録住宅性能評価機関等	登録住宅性能評価機関等以外
200 ㎡未満	3,400 円	21,300 円
200 ㎡以上		23,600 円

低炭素建築物認定手数料		
共同住宅等	③	
	評価方法	
認定等に係る床面積の合計	登録住宅性能評価機関等	登録住宅性能評価機関等以外
300 ㎡未満	6,100 円	41,400 円
300 ㎡以上 2,000 ㎡未満	12,200 円	67,400 円
2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	26,300 円	113,500 円
5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	46,600 円	161,900 円
10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満	74,600 円	317,000 円
25,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満	112,900 円	559,600 円
50,000 ㎡以上	171,300 円	1,027,100 円

[羽曳野市手数料条例 別表第 15 の 2 項 (附表 1)]

④【法第 54 条第 2 項 (申出に係る確認)】

⑤【法第 55 条第 2 項 (申出に係る計画変更確認)】

申出に係る建築物確認手数料	
床面積の合計	④、⑤
100 m ² 以下	33,000 円
100 m ² 越え 200 m ² 以下	44,000 円
200 m ² 越え 500 m ² 以下	60,000 円
500 m ² 越え 1,000 m ² 以下	87,000 円
1,000 m ² 越え 2,000 m ² 以下	116,000 円
2,000 m ² 越え 10,000 m ² 以下	275,000 円
10,000 m ² 越え 50,000 m ² 以下	470,000 円
50,000 m ² 以上	730,000 円

○ 同一棟として増築する場合の確認申請手数料の算出の床面積【附表 1 備考 2(2)】

= (増築部分の床面積) + (増築に係る既存部分の床面積 × 1/10) ※1、※2

○ 大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更場合の確認申請手数料の算出の床面積【附表 1 備考 2(3)】

= (当該修繕等に係る床面積 × 1/2) + (当該修繕等に係る部分以外の床面積 × 1/10) ※1

○ 計画変更の確認申請手数料の算出の床面積【附表 1 備考 2(4)】

= (当該計画を変更する部分の床面積) ※3 × 1/2

○ 磁気ディスク等による申出の場合は 2,000 円を減じた額

※1：平成 12 年 6 月 1 日以後の確認済証の交付を受けたもの場合は不要

※2：住宅(共同住宅等含)の EV 増築で既存部分の 1/20 以下かつ 50 m²以下で、
既存部分の構造耐力上の危険性を増大させないものは不要

※3：羽曳野市建築基準法施行細則第 56 条を参照

[羽曳野市手数料条例 別表第 15 の 3 項 (附表 2)]

⑥【法第 54 条第 2 項 (申出に係る確認の内の構造計算適合性判定)】

⑦【法第 55 条第 2 項 (申出に係る計画変更確認の内の構造計算適合性判定)】

申出に係る構造計算適合性判定手数料		
床面積の合計	⑥、⑦	
	大臣認定プログラム	大臣認定プログラム以外
200 m ² 以下	95,800 円	126,500 円
200 m ² 越え 500 m ² 以下	108,200 円	151,200 円
500 m ² 越え 1,000 m ² 以下	120,600 円	175,900 円
1,000 m ² 越え 2,000 m ² 以下	132,900 円	200,600 円
2,000 m ² 越え 10,000 m ² 以下	150,800 円	239,700 円
10,000 m ² 越え 50,000 m ² 以下	190,100 円	318,300 円
50,000 m ² 以上	321,500 円	584,700 円

○ 構造計算適合性判定に準じた審査に係る 1 の建築物ごとの床面積【附表 2 備考 2】

○ 計画変更の構造計算適合性判定手数料の算出の床面積【附表 2 備考 2 ただし書き】

= (増加する部分の床面積) + (一度構造計算適合性判定を行っている部分の床面積) × 1/2

[羽曳野市手数料条例 別表第 15 の 4 項 (附表 3)]

⑧【法第 54 条第 2 項 (申出に係る確認の内の昇降機に係る部分)】

⑨【法第 55 条第 2 項 (申出に係る計画変更確認の内の昇降機に係る部分)】

申出に係る昇降機確認手数料		
昇降機	⑧	21,000 円
昇降機の計画変更	⑨	13,000 円
小荷物専用昇降機	⑧	11,000 円
小荷物専用昇降機の計画変更	⑨	9,000 円

○ 1 の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額【附表 3 備考 2】

○ 磁気ディスク等による申出の場合は 2,000 円を減じた額

[羽曳野市手数料条例 別表第 15 の 6 項]

⑩【規則第 46 条の 2 (評価方法が違う場合の軽微な変更の書面の交付)】

低炭素建築物認定の軽微な変更の書面の交付手数料			
認定等に係る床面積の合計	⑩		
	評価方法		
	登録住宅性能評価機関等	その他	
		モデル建物法	モデル建物法以外
5,000 m ² 未満	91,600 円	271,200 円	600,000 円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	144,900 円	353,400 円	738,500 円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	182,900 円	424,200 円	872,400 円
25,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	228,600 円	497,300 円	994,900 円
50,000 m ² 以上	319,900 円	643,400 円	1,240,000 円

[羽曳野市手数料条例 別表第 15 の 7 項]

⑪【規則第 46 条の 2 (評価方法が同じ場合の軽微な変更の書面の交付)】

低炭素建築物認定の軽微な変更の書面の交付手数料			
認定等に係る床面積の合計	⑪		
	評価方法		
	登録住宅性能評価機関等	その他	
		モデル建物法	モデル建物法以外
5,000 m ² 未満	46,400 円	136,200 円	300,600 円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	73,100 円	177,300 円	369,800 円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	92,100 円	212,700 円	436,800 円
25,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	114,900 円	249,200 円	498,100 円
50,000 m ² 以上	160,600 円	322,300 円	620,600 円

2. 低炭素建築物認定を受けたことを証する書面の交付を行う場合

[羽曳野市手数料条例 別表第 15 の 8 項]

1 通	2,000 円
-----	---------